みどりの食料システム法 関係法令集 (法律・政令・省令・告示)

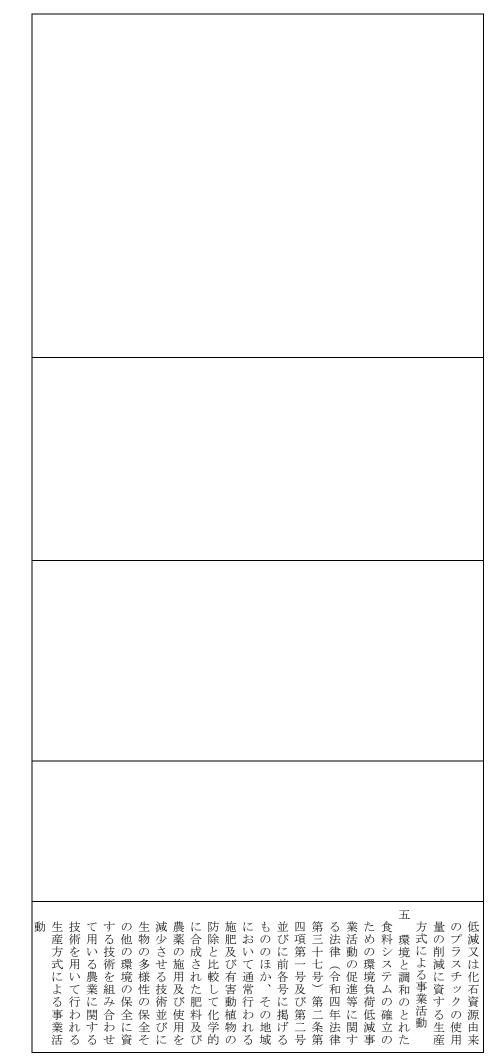
令和7年10月1日

農林水産省

協定に係る措置(第三十一条)第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置(第三第五章 雑則(第五十一条)第六章 罰則(第五十一条)第二十年 第三十一条)第三節 認定基盤確立事業実施計画に係る措置(第三十八条)	第二節 有機農業を促進するための栽培管理に関する 措置(第十九条―第三十条)	第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に係るのための措置	第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等(第十五条—第十八条)	~m l=l :	第一章 総則(第一条—第六条)		(今和四年法律第三十七号) 一の促進る法律 の環境負荷低減事業活動の促進等に関す 料シスの環境と調和のとれた食料システムの確立の 〇環境	
					[施行日 令和四年七月一日]	(令和四年政令第二百二十九号) 令	の促進等に関する法律施の環境負荷低減事業活動料システムの確立のために環境と調和のとれた食	政令
					[施行日 令和四年七月一日]	(令和四年農林水産省令第四十二号) 行規則	の促進等に関する法律施の環境負荷低減事業活動料システムの確立のための環境と認れのとれた食	農林水産省令
		[施行日 令和四年七月一日]	業省、環境省令第三号) 働省、農林水産省、経済産	令和四年財務省、厚生労	画の認定等に関す盤確立事業実施計	る法律に基づく基 動の促進等に関す	境負荷低減事業活 の確立のための環 のための環	主務省令
〇 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(令和四年農林水産省合第四十二号)第二条の集型大臣が定める事業活動の促進等に関わることにより地域における環境負荷の低減で令和四年農林水産省合為人民が定める事業活動の低減で令和四年農林水産省告、令和四年農林水産省告、京第千四百十四号)	[施行日令和四年九月十五日] 示第千四百十三号)	(令和四年農林水産省告 が 定める事業活動	として農林水産大臣相当程度資するもの	境への負荷の低減に林漁業に由来する環)第一条第一項の農水産省令第四十二号		低減事業活動の促進立のための環境負荷のための環境負荷を調がある。	

〇環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則(・ 本漁業に由来する環境への ・ 本漁業に由来する環境への ・ 本漁業に由来する環境への ・ 大臣が定める事業活動 をするものとして農林水産省令第四 ・ 大臣が定める事業活動 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。	(環境負荷低減事業活動) 第一条 環境負荷低減事業活動) 一条 環境負荷低減事業活動のとれた食料 システムの確立のための環境負 合で定める事業活動の促進等に関す こ条第四項第三号の農林水産省 下「環境負荷」という。)第 に相当程度資するものとして。 動を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、環境 とするときは、あらかじめ、環境	善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用と減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動 こ 温室効果ガスの排出(地球温暖化対策の推進に関する温室効果ガスの排出をいう。第十条において同じ。)の量の削減に資する事業活動ものとして農林水産省令で定める事業活動として農林水産省令で定める事業活動
		一 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改われて「環境負荷」という。)の低減を図るために行う次にに由来する環境への負荷(以下この条、第三章及び第四章に見まいて同じ。)の持続性の確保に資するよう、農林漁業

来する環境への負荷の		
らに伴う農林漁業に由		
出の抑制若しくはこれ		
う。)の排出若しくは流		
製品産業廃棄物等をい		
するプラスチック使用		
)第二条第九項に規定		
令和三年法律第六十号		
促進等に関する法律(
ックに係る資源循環の		
業廃棄物等(プラスチ		
ラスチック使用製品産		
その他の取組によるプ		
クを用いた資材の使用		
四 生分解性プラスチッ		
方式による事業活動		
地に施用して行う生産		
を、農地又は採草放牧		
に資する土壌改良資材		
三 土壌への炭素の貯留		
物質		
の負荷の原因となる		
、燐その他の環境へ		
により流出する窒素		
ロ 餌(じ)料の投与等		
質		
負荷の原因となる物		
)その他の環境への		
まれる窒素、燐(りん		
イ 家畜のふん尿に含		
による事業活動		
いて行われる生産方式		
を減少させる技術を用		
二 次に掲げる物質の量		
活動		
る生産方式による事業		
る技術を用いて行われ		
用及び使用を減少させ		



		ければならない。
		林水産物等の円滑な流通の確保が図
		とを踏まえ、その実現に資する技術の研究開
		の低減と生産性の向上との両立が不
		2 環境と調和のとれた食料システムの確立に当たっては、
		れなければならない。
		の下に、これらの者が連携することにより、その確立が図ら
		48
		と調和のとれた食料システムに対する農林漁業者、食品産
		荷の低減に取り組むことが重要であることを踏まえ、環境
		には、農林水産物等の生産等の各段階において環境への負
		発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保を図るため
		する中で、将来にわたり農林漁業及び食品産業の持続的な
		物の多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
		第三条 環境と調和のとれた食料システムは、気候の変動、生
		(基本理念)
		業
		六 前号に規定する農林水産物の流通の合理化に関する事
		新商品の開発、生産又は需要の開拓に関する事業
		れた農林水産物をその不可欠な原材料として用いて行う
		五 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産さ
		業
		せ
		四 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用さ
		の生産及び販売に関する事業
		三 環境負荷の低減に資する資材又は機械類その他の物件
		二 新品種の育成に関する事業
		促進に関する事業
		一 先端的な技術に関する研究開発及びその成果の移転の
		げる事業をいう。
		ために行う取組の基盤を確立するために行う次
		5 この法律において「基盤確立事業」とは、環境負荷の低減

する技術の研究開発が促進されるよう、国、独立行政法人(第八条 国は、環境と調和のとれた食料システムの確立に資(技術の研究開発の促進)	(食料システムの関係者の理解の増進) (食料システムの関係者が環境と調和のとれた食料システムの関係者が環境と調和のとれた食料システムに関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものに関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。	第二章 国が講ずべき施策	(事業者及び消費者の努力) 第六条 農林漁業者、食品産業の事業者その他の食料システムに関連する事業を行う者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、農林水産物等の生産等の過程において、環境への負荷の低減に資するための生産等の過程において、環境への負荷の低減を、農林水産物等の流通の確保その他の取組を行うよう努めなければならない。 2 消費者は、基本理念にのっとり、環境と調和のとれた食料システムに対する理解と関心を深め、環境への負荷の低減に資する農林水産物等を選択するよう努めなければならない。	(地方公共団体の責務) (地方公共団体の責務)	務を有する。 (国の責務) (国の責務)

	進)	(環境への負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進)講ずるものとする。
	当資負を該す	理の合理化の促進その他の必要な措容易に入手することができるよう、≥つ、消費者が環境への負荷の低減に杯水産物等の流通において環境への
	一	との足隹) (環境への負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合
	そ、荷	の他の必要な措置を講ずるものとする。
	る作人であるのた用農使地低	(環境への負荷の低減に資する生産活動の促進) 第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低第十条 国は、農林水産物の生産において環境への負荷の低
	·他 す 資	の必要な措置を講ずるものとする。
	すべの八独二	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)、都道府県及び地方独議成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとす業成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとす業成及び資質の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第十四条 国は、農林漁業者、食品産業の事業者、消費者その 第十三条 第十五条 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動の促進及 報の提供の推進、 他の食料システムの関係者が農林水産物等の生産等におけ を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたも 球温暖化の防止を図るための施策及び生物の多様性の保全 律第百十二号)第六条第一項に規定する基本方針並びに地 という。)を定めるものとする。 びその基盤の確立に関する基本的な方針(以下「基本方針」 な措置を講ずるものとする。 確に把握し、及び評価する手法の開発の推進その他の必要 る環境への負荷の低減の状況を把握できるよう、これを的 ものとする。 低減に資するものが選択されるよう、消費者への適切な情 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとす (基本方針) 基本方針は、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法 (評価手法等の開発) 活動をいう。以下同じ。)の促進を図る区域(以下「特定 めるものとして農林水産省令で定める環境負荷低減事業 れることにより地域における環境負荷の低減の効果を高 促進及びその基盤の確立に関する重要事項 区域」という。)の設定に関する基本的な事項 環境負荷低減事業活動の促進の意義及び目標に関する 特定環境負荷低減事業活動(集団又は相当規模で行わ 基盤確立事業の実施に関する基本的な事項 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的な事項 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の 次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的 第三章 国は、農林水産物等の消費に際し、環境への負荷の の確立に関する基本的な方針等 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 食育の推進その他の必要な措置を講ずる 第二条 法第十五条第二項第三号 低減事業活動とする。 農林水産大臣が定める環境負荷 果を相当程度高めるものとして 域における環境負荷の低減の効 当規模で行われることにより地 荷低減事業活動は、集団又は相 の農林水産省令で定める環境負 (特定環境負荷低減事業活動) 料システムの確立のため環境と調和のとれた食 の環境負荷低減事業活動 のとして農林水産大臣が定める 団又は相当規模で行われること 低減事業活動の促進等に関する ステムの確立のための環境負荷 〇環境と調和のとれた食料シ 低減の効果を相当程度高めるも により地域における環境質荷の 産資金第四十一号) 第一条の集 法律施行規則 (令和四年農林水

	な	して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関
	するときは、同条第二項各号に基本計画について協議しようと	に含む都道府県(以下単に「都道府県」という。)は、共同単に「市町村」という。)及び当該市町村の区域をその区域
	十六条第一項の規	域を区域とする一又は二以上の市町村(特別区を含む。以下
	第三条 市町村及び都道府県は、(基本計画の協議)	第十六条 自然的経済的社会的諸条件からみて一体である地(基本計画)
生産活動		
用して行う農林漁業の		
する先端的な技術を活		
三 環境負荷の低減に資		
する農林漁業の生産活		
いう。)の量の削減に資		
温室効果ガスの排出を		
二条第四項に規定する		
年法律第百十七号)第		
に関する法律(平成十		
地球温暖化対策の推進		
温室効果ガスの排出(
る資源の活用により、		
他の特定区域に存在す		
二 廃熱の回収利用その		
生産活動		
る有機農業をいう。)の		
二号)第二条に規定す		
平成十八年法律第百十		
の推進に関する法律(
一 有機農業(有機農業		
活動とする。		きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
活動は、次に掲げる事業		6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと
林水産大臣が定める事業		見を聴かなければならない。
程度高めるものとして農		の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意
拠の		とするときは、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機関
お		5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう
で行わ		り必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
則第二条の		4 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移によ
促進等に関す		のでなければならない。

		でなければならない。	保たれた
		町村の都市計画に関する基本的な方針との調和	第一項の市町村の
		計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十八条の二	画及び都市計画法
		規定による地域振興に関する計画並びに都市計	の他法律の規定に
		様性地域戦略、農業振興地域整備計画そ	に規定する生物多様性地域戦略、
		多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)第十三条第一項	多様性基本法(平成
	のとする。	第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画、生物	第二十一条第一項
€	の他の適切な方法により行うも	画、地球温暖化対策の推進に関する法律	に規定する推進計画、
て	掲載、インターネットの利用な	有機農業の推進に関する法律第七条第一項	5 基本計画は、有
())	市町村及び都道府県の公報への	都道府県に意見書を提出することができる。	案について、都道
4.5	同号イの区域をその区域に含む	項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の	項の縦覧期間満了
	縦覧の場所及び期間について、	前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同	4 前項の規定による
(<i>y</i>)	掲げる事項の案並びに当該案の	ない。 -	供しなければならない。
15	は、法第十六条第二項第三号に	、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に	した書面を添えて、
古	Ų	当該基本計画に当該事項を定めようとする理由を記載	を、当該基本計画
<u>ර</u>	十七条第三項において準用する	省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該事項の案	省令で定めるところ
第	第四条 法第十六条第三項(法第	掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産	掲げる事項を定め、
	計	において前項	3 市町村及び都道府県は、
		項	促進に関する事項
		前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の	六 前各号に掲げ
		·項	流通及び消費の
		環境負荷低減事業活動により生産された農材水産物の	五 環境負荷低湯
			اح
		ま発生と再巻の内容と見ける事質	_
		環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されるこ	四 環境負荷低減
		る事業活動の内容に関する事	業活動として
		1域の区域	イ 当該特定区域の区域
		特定区域を定める場合にあっては、次に掲げる事項	三 特定区域を定
			容に関する事項
		事業活動として求められる事業活動の内	二 環境負荷低減
			関する目標
		環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に	一 環境負荷低減
			る。
		ては、次に掲げる事項を定めるものとす	2 基本計画においては、
		その同意を求めることができる。	、その同意を求める
	なければならない。	農林水産省令で定めるところにより農林水産大臣に協議し	農林水産省令で定
	計画を、農林水産大臣に提出し	(以下「基本計画」という。)を作成し、	する基本的な計画

さかり ジュオファル・月オー	
を及ぼすおそれがないと農林	
基本計画の円滑な実施に支障	
二 前号に掲げるもののほか、	
に伴う変更	
一 地域の名称又は地番の変更	
る。	
な変更は、次に掲げる変更とす	
書の農林水産省令で定める軽微	
第六条 法第十七条第一項ただし	
(基本計画の軽微な変更)	
7 k d d d d d d d d d d d d d d d d d d	
付して、農林水産大臣に提出し	
協議書に変更後の基本計画を添	
項及びその理由を記載した変更	な変更については、この限りでない。
道府県は、変更しようとする事	を得なければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微
意を得ようとする市町村及び都	令で定めるところにより農林水産大臣に協議し、その同意
により基本計画の変更に係る同	基本計画を変更しようとするときは、共同して、農林水産省
第五条 法第十七条第一項の規定	第十七条 市町村及び都道府県は、前条第一項の同意を得た
(多才言画の多見の協調)	呾
(また十回)と同りが義)	
	ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
	村及び都道府
	関の長に協議しなければならない。
	うとするときに、あらかじめ、環境大臣その他の関係行政機
	8 農林水産大臣は、基本計画について第一項の同意をしよ
	یے °
	三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるこ
	あると認められること。
	域における環境負荷の低減に相当の効果を及ぼすもので
	二 基本計画の実施が当該基本計画を作成した市町村の区
	一 基本方針に適合するものであること。
	すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。
	7 農林水産大臣は、基本計画が次の各号のいずれにも該当
	明確化しつつ定めるものとする。
	図られるよう、市町村及び都道府県の役割分担
	6 基本計画は、環境負荷低減事業活動の促進が効果的かつ

農株水産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・産・	第十八条 農林小産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十 (環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 の確立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 の確立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動を作成した市町村の区域において環境負荷低減事業活動に関する計画(当該農林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動に関する計画の認定を管轄する配置、第一節、認定の申請) (環境負荷低減事業活動の認定を受けよう体で表の場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動に関する計画の認定を管轄する配置、第一節、認定の申請することができる。この場合において最大漁業者が団体にあっては、その構成員等の行う環境自衛低減事業活動に関する計画の認定を管轄するの基盤 の確立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動 の定立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動 の定立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動 の定立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動 の定立のための措置 第一節 認定環境自荷低減事業活動 の定立のための措置 第一節 認定なりでによる変更の届出があ の名称、代表者の氏名の人人ののの体、代表者の氏名の人表のは、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別で
農林水産大臣に提出しなければ ならない。 (環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けようとする 商の部定を受けようとする の名称、代表及び住所(法 の名称、代表及び住所(法 といるるが、代表及び住所(法	という。)を作成し、当該区域を管轄する都道 事業活動の定定とする農林漁業者が団 る場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動を作成した市町村の区域において環境自荷低減事業活動実施計画の認定) (成事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で低減事業活動を行おうとする農林漁業者が団 る場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者が団 る場合にあっては、その構成員等の行う環境負荷低減事業活動を作成した市町村の区域において環境自荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で (成事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で (本書)を作成し、当該区域を管轄する都道 第一節 認定できる。この場合とおいて環境自荷低減事業活動の実施に関するものを含む。以下「環境負荷低減事業活動等に (本書)を表する。この場合とおいて環境自荷低減事業活動を行成し、当該区域を管轄する都道
農林水産大臣に提出しなければならない。 ならない。 第七条 (環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けようとする 施計画の認定を受けようとする 施計画の認定を受けようとする を により環境自行低減事業活動実施計	大田 - という。と作成)、当亥区或を管書する都道 開本 - という。と作成)、当亥区或を管書する都道 開西 - という。と作成)、当亥区或を管書する都道 無林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十 原 - 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画の認定) (
農林水産大臣に提出しなければならない。 「環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けようとすると、たとの変者に、氏名及び住所(法	(当時) では、市町村及び都道府県に対し、第十
農林水産大臣に提出しなければならない。 (環境負荷低減事業活動実施計画の認定の申請) 第七条 法第十九条第一項の規定 により環境負荷低減事業活動実施計 画の認定を受けようとする 農林、産業の規定	第一項の同意をした基本計画(前条第一項の規定による変更の届出があきは、その変更後のもの。以下「同意基本計画等に 第一節 認定環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 の確立のための措置 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に 第一節 認定環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 の確立のための措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置 係る措置
たの理性を言称した原出する。 というない。 ならない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。 ない。	事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団 事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団 事業活動の実施に関する計画(当該農林漁業者が団 事業活動を行おうとする農林漁業者は、単独で 原高基本計画を作成した市町村の区域において環 原高基本計画を作成した市町村の区域において環 原本・大産省令で定めるところにより、環境負 原本・大産省令で定めるところにより、環境負 原本・大産省令で定めるところにより、環境負 原本・大産省令で定めるところにより、環境負 原本・大産省令で定めるところにより、環境負 原本・大産省令で定めるところにより、環境負 原本・大産、市町村及び都道府県に対し、第十
農林水産大臣に提出しなければならない。 ならない。 ならない。 第七条 法第十九条第一項の規定 でより環境負荷低減事業活動実施計 でより環境負荷低減事業活動実施計	第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に 係る措置 「同意基本計画を作成した市町村の区域において環 「同意基本計画を作成した市町村の区域において環 「同意基本計画を作成した市町村の区域において環 「同意基本計画を作成した市町村の区域において環 「同意基本計画を作成した市町村の区域において環 「同意基本計画を作成した市町村の区域において環
第七条 法第十九条第一項の規定 第七条 法第十九条第一項の規定	第七4 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
での到はを言軸した居出書を とない。 ならない。 では遺貨荷低減事業活動実施計 画の認定の申請)	画面に
(環境負荷低減事業活動実施計	食荷低減事業活動実施計画の認定) (1 長林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十
での現由を言載した居出書を ならない。 ならない。	第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十 第十八条 農林水産大臣は、市町村及び番道府県に対し、第十 第十八条 県林水産大臣は、市町村及び番道府県に対し、第十 第十八条 県林水産大臣は、市町村及び番道府県に対し、第十 第十八条 県林水産大臣は、市町村及び番道府県に対しておりまた。 第十八条 県本 第十八条 県本 第十八条 県本 第十八条 県本 第十八条 県本 東京
表が、産大臣に提出しなければならない。	第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に 第一節 認定環境負荷低減事業活動実施計画等に う。)の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。 第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤 の確立のための措置 の確立のための措置 の確立のための措置 の確立のための措置 のでは の は の は の は の は の は の は の は の は の は
長林水産大臣に提出しなければならない。	第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十 の確立のための措置 の確立のための措置 の確立のための措置
農林水産大臣に提出しなければ 農林水産大臣に提出しなければ	第四章 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤
農林水産大臣に提出しなければならない。	きる。
であるい。 との理由を記載した居出書を ならない。	きる。きる。きる。きる。の進捗及び実施の状況について報告を求めることがでったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」といったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」といったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」といったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」といったときは、その変更の規定による変更の届出がある変更の同意をした基本計画(前条第一項の規定により、条件)
農林水産大臣に提出しなければならない。	う。)の進捗及び実施の状況について報告を求めることがでったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」といったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があい。 、条第一項の同意をした基本計画(前条第一項の規定による変更の届出があり、第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十
表が変が、というでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	ったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」といる変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があ、条第一項の同意をした基本計画(前条第一項の規定により、条件のでは、市町村及び都道府県に対し、第十
長林水産大臣に提出しなければならない。	る変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があ、一六条第一項の同意をした基本計画(前条第一項の規定により、市町村及び都道府県に対し、第十一
機林水産大臣に提出しなければならない。	六条第一項の同意をした基本計画(前条第一項の規定によ 第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十
その理由を記載した居出書を	第十八条 農林水産大臣は、市町村及び都道府県に対し、第十
その理由を記載した届出書を	
その理由を記載した居出書を	の
その理由を記載した届出書を	
その理由を記載した居出書を	第一項の規定による基本計画の変更について準用する。
その理由を記載した居出書を	3 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は、
ならない。との理由を記載した居出書を	ればならない。
ならない。との理由を記載した居出書を	ころにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なけ
ならない。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めると
ならない。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	2 市町村及び都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で
農林水産大臣に提出しなければ「その理由を記載した届出書を「「	ならない。
その理由を記載した屈出書を	農林水産大臣に提出しな
	その理由を記載した届出
都道府県は、変更した事項及び	都道府県は、変更した事
届出をしようとする市町村及び	届出をしようとする市町
り基本計画の軽微な変更に係る	り基本計画の軽微な変更
2 法第十七条第二項の規定によ	法第十七条

、次に掲げる資材とする。	は加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値の向
の農林水産省令で定める資材は	その不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若しく
第八条 法第十九条第三項第一号	一 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を
欠な資材)	て農林水産省令で定めるものの提供に関する措置
(環境負荷低減事業活動に不可	一 環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材とし
	項を含めることができる。
	する農林漁業者以外の者が行う次に掲げる措置に関する事
	3 環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けようと
	方法
	四 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達
	三 環境負荷低減事業活動の実施体制
	二 環境負荷低減事業活動の内容及び実施期間
	目標
	一 環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する
	記載しなければならない。
	2 環境負荷低減事業活動実施計画には、次に掲げる事項を
する。	
合を含む。)の代表者は、一名と	
一条第一項において準用する場	
3 法第十九条第一項(法第二十	
を明らかにした書類	
はその許認可等の申請の状況	
けていることを証する書類又	
うときは、その許認可等を受	
いう。)を必要とする事業を行	
するもの(以下「許認可等」と	
認可、承認その他これらに類	
者以外の者が行政庁の許可、	
場合において、当該農林漁業	
各号に掲げる措置を記載する	
条第三	
二 当該環境負荷低減事業活動	
計画	
一 環境負荷低減事業活動実施	
٧°.	
る書類を添付しなければならな	な
2 前項の申請書には、次に掲げ	表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知

		、司法第七条の規定により司法第六条第一項の認定をす。置(以下・農業改正弁置)という)な合意材を抜合いに
		置(以下「蘉養女良措置」 こいう。) バ含まれる場合こよ和三十一年法律第百二号)第二条に規定する農業改良措
		三 当該環境負荷低減事業活動に農業改良資金融通法(昭
		であること。
		農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するもの
		一 当該環境負荷低減事業活動が環境負荷の低減及び当該
		あること。
		負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なもので
		一 同意基本計画に適合するものであり、かつ、当該環境
		定をするものとする。
		が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認
		実施計
		5 都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合
		ロ その他農林水産省令で定める事項
		面積
		イ 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び
		ては、次に掲げる事項
		二 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあっ
		当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
		0
		行う場合における次に掲げる事項を記載することができる
		第二項に規定するプログラムをいう。以下同じ。)の導入を
		理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) 第二条
		偏等(施設、設備、機器、装置
		負荷低減事業活動(同項に規定する措置を含む。以下同じ。
		る
		4 景竟負苛氐咸事業舌動寒布計画こま、第二頁を号こ曷げ
荷の低減に直接寄与する資材	荷の紅	
その使用又は施用が環境負		
じ。) に代替する資材	じ。)	
第十二条第一号において同	。第一	
燃性天然ガス及び石炭をいう		
鳳源(原油、天然ガス、可	化石炭	
薬若しくは土壌改良資材又は	薬若し	
8に合成された肥料、農		
肥、木材チップその他の		上に資する流通に関する措置

		の共気により 野舎 耳の言気ですることが、これでは
		/司を有一頁の忍さがからにはできる場合の問題を持つのです。
		水産大豆は、当该昔置が食品等寺売的共給去第八条第五頁
		、その同意を得なければならない。この場合において、農林
		は、当該措置について、あらかじめ、農林水産大臣に協議し
		「流通合理化事業活動」という。)に限る。)が含まれるとき
		いう。)第二条第五項に規定する流通合理化事業活動(以下
		(平成三年法律第五十九号。以下「食品等持続的供給法」と
		る事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律
		食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者によ
		いて、環境負荷低減事業活動に第三項第二号に掲げる措置(
		6 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合にお
		とができる場合に該当すること。
		法第九条第三項の規定により同条第一項の認定をするこ
		。以下同じ。)の整備が含まれる場合には、家畜排せつ物
		。) 第七条第二項第二号に規定する処理高度化施設をいう
		成十一年法律第百十二号。以下「家畜排せつ物法」という
		せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平
		合に該当すること。
		定により同法第七条第一項の認定をすることができる場
		」という。)が含まれる場合には、同法第八条第一項の規
		加工方式の導入を含む。)に限る。以下「経営等改善措置
		は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な
		術その他合理的な漁業生産方式の導入(当該漁業技術又
		めに普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技
		る経営等改善措置(沿岸漁業の経営の改善を促進するた
		定
		五 当該環境負荷低減事業活動に沿岸漁業改善資金助成法
		きる場合に該当すること。
		条の規定により同法第七条第一項の認定をすることがで
		産業改善措置」という。)が含まれる場合には、同法第八
		くは販売の方式を導入することに限る。以下「林業・木材
		産業部門の経営を開始し、又は林産物の新たな生産若し
		業経営の改善を目的として新たな林業部門若しくは木材
		規定する林業・木材産業改善措置(林業経営又は木材産
		助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項に
		四 当該環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善資金
		ることができる場合に該当すること。

二 第七条第二項第二号に掲げ	
状況を記載した書類	
第四号において同じ。)の実施	
項に掲げる措置を含む。次条	
減事業活動(法第十九条第三	
に従って行われる環境負荷低	
境負荷低減事業活動実施計画	
活動実施計画及び変更前の環	
一 変更後の環境負荷低減事業	
添付を省略することができる。	
にその旨を記載して当該書類の	
容に変更がないときは、申請書	
に提出されている当該書類の内	
については、既に都道府県知事	
い。ただし、第二号に掲げる書類	
る書類を添付しなければならな	
2 前項の申請書には、次に掲げ	
出しなければならない。	
した申請書を都道府県知事に提	
に変更しようとする理由を記載	
び主たる事務所の所在地)並び	
ては、その名称、代表者の氏名及	
住所(法人その他の団体にあっ	ない。
とする農林漁業者は、氏名及び	農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りで
施計画の変更の認定を受けよう	した都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、
により環境負荷低減事業活動実	るときは、農林水産省令で定めるところにより、その認定を
第九条 法第二十条第一項の規定	定に係る環境負荷低減事業活動実施計画を変更しようとす
画の変更の認定の申請)	第二十条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、当該認
〈環境負荷低減事業活動実施計	(環境負荷低減事業活動実施計画の変更等)
	意見を述べることができる。
	おいて、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して
	8 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合に
	知するものとする。
	遅滞なく、その内容を当該協議に係る措置に係る事業を所
	v /
	亥当すると認めるときは、その司急をするものとする。

2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境 5 同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境 5 同項に規定する者を含む。第二十六条において「認定環境 6 荷低減事業活動農林漁業者」という。)が当該認定に係る 環境負荷低減事業活動という。)が当該認定に係る 環境負荷低減事業活動実施計画(第一項の規定による変更 の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、遅滞な その変更後のもの。第二十三条において「認定環境負荷低減 という。)が当該認定に係る 電視 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項ただし書 2 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、前項を対している。 3 前項を対している。 3 前条第一項の認定を受けた 3 前項を対しませた。 3 前条第一項の認定を受けた 3 前項を対しませた。 3 前項を対しませたませた。 3 前項を対しませた。 3 前項を対しませたませたませたる。 3 前項を対しませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたませたま																								
	事が認める変更	変更を伴わないと都道府県知	動実施計画の内容の実質的な	その他の環境負荷低減事業活	、地域の名称又は地番の変更	四 前三号に掲げるもののほか	うもの	十パーセント未満の増減を伴	って、当該資金の額について	及びその調達方法の変更であ	施するために必要な資金の額	三 環境負荷低減事業活動を実	施期間の六月以内の変更	二 環境負荷低減事業活動の実	所の所在地)の変更	代表者の氏名及び主たる事務	の団体にあっては、その名称、	一 氏名及び住所(法人その他	 な変更は、次に掲げるものとす	書の農林水産省令で定める軽微	第十条 法第二十条第一項ただし	画の軽微な変更)	(環境負荷低減事業活動実施計	る書類

連措置実施者」という。)が	
号及び第五号において「関	
項に規定する者(以下この	
各号に掲げる措置を行う同	
イ 当該法第二十一条第三項	
ては、次に掲げる書類	
する事項を含める場合にあっ	
第三項各号に掲げる措置に関	
活動実施計画に法第二十一条	
三 当該特定環境負荷低減事業	
記載した書類)	
近一年間の事業内容の概要を	
類がない場合にあっては、最	
及び損益計算書(これらの書)	
間の事業報告書、貸借対照表	
林漁業者の最	
実施計画	
一特定環境負荷低減事業活動	
V.°°	
る書類を添付しなければならな	
2 前項の申請書には、次に掲げ	
に提出しなければならない。	する。
記載した申請書を都道府県知事	ができる。この場合には、第十九条第一項後段の規定を準用
及び主たる事務所の所在地)を	該特定区域を管轄する都道府県知事の認定を申請すること
っては、その名称、代表者の氏名	定環境負荷低減事業活動実施計画」という。)を作成し、当
び住所(法人その他の団体にあ	う特定環境負荷低減事業活動に関するものを含む。以下「特
うとする農林漁業者は、氏名及	林漁業者が団体である場合にあっては、その構成員等の行
業活動実施計画の認定を受けよ	り、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画(当該農
規定により特定環境負荷低減事	は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところによ
第十一条 法第二十一条第一項の	いて特定環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者
施計画の認定の申請)	第二十一条 同意基本計画において定められた特定区域にお
(特定環境負荷低減事業活動実	(特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定)
	いて準月する
	4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定につ
	とができる。
	動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すこ
	事業活動実施計画」という。)に従って環境負荷低減事業活

措置実施者である場合には	が当該農林漁業者又は関連	これに代わる書面(その者	記事項証明書及び定款又は	る場合にあっては、その登	イ 次に掲げる者が法人であ	次に掲げる書類	を記載する場合にあっては、	第六項第二号に規定する事項	活動実施計画に法第二十一条	五 当該特定環境負荷低減事業	かにした図面	該施設の規模及び構造を明ら	る事項を記載する場合は、当	第四項第一号イ及びロに掲げ	活動実施計画に法第二十一条	四 当該特定環境負荷低減事業	らかにした書類	許認可等の申請の状況を明	ことを証する書類又はその	その許認可等を受けている	業を行う場合にあっては、	の許認可等を必要とする事	二 関連措置実施者が行政庁	容の概要を記載した書類)	ては、最近一年間の事業内	らの書類がない場合にあっ	照表及び損益計算書(これ	期間の事業報告書、貸借対	ハ 関連措置実施者の最近二	めを記載した書類	の組織及び運営に関する定	ては、規約その他当該団体	ない団体である場合にあっ	ロ 関連措置実施者が法人で	る書面	、その定款又はこれに代わ	法人である場合にあっては

		に関する事項
		五 特定環境負荷低減事業活動実施計画の達成状況の評価
		調達方法
		三 特定環境負荷低減事業活動の実施体制
		二 特定環境負荷低減事業活動の内容及び実施期間
		する目標 ・
		一一特定環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関している。
		項を記載しなければならない。
		2 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、次に掲げる事
	載した書類	
	並ひに補助金等交付財産の処	
	産の処分の方法及ひ事業主体	
	所省の名称、補助金等交付財	
	「「「」」 「」 「」 「」 「」 「」 「」	
	充てられた補助金等及び当該	
	の用途、補助金等交付財産に	
	助金等交付財産の名称、現行	
	記載する場合にあっては、補	
	第四項第二号に掲げる事項を	
	活動実施計画に法第二十一条	
	六 当該特定環境負荷低減事業	
	類	
	ト その他参考となるべき書	
	た書面)	
	っては、その事由を記載し	
	意見を得られない場合にあ	
	十日を経過してもなおその	
	書(意見を求めた日から三	
	は、当該土地改良区の意見	
	地区内にある場合にあって	
	採草放牧地が土地改良区の	
	へ 当該事項に係る農地又は	
	する書面	
	その同意があったことを証	
-		

以外のものにする場合にあっ	二 特定環境負荷低減事業活動の実施に当たっての補助金
一当該事項に係る農地を農地	(2) その他農林水産省令で定める事項
項とする。	び面積
場合にあっては、次に掲げる事	(1) 当該施設の用に供する土地の所在、地番、地目及
二号に規定する事項を記載する	っては、次に掲げる事項
業活動実施計画に同条第六項第	ロ 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあ
る事項は、特定環境負荷低減事	イ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容
一号ロ2の農林水産省令で定め	入を行う場合にあっては、次に掲げる事項
第十三条 法第二十一条第四項第	む。以下この節において同じ。)の用に供する設備等の導
計画に記載すべき事項)	一特定環境負荷低減事業活動(前項に規定する措置を含
特定環境負荷低減事業活動実施	次に掲げる事項を記載することができる。
用に供する施設の整備に関して	掲げる事項及び前項に規定する措置に関する事項のほか、
(特定環境負荷低減事業活動の	4 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、第二項各号に
の用に供する建築物	
動を行うために不可欠な施設	
他の特定環境負荷低減事業活	
四 前号の機械類の格納庫その	
用に供するもの	
あって、農林漁業者の共同利	
定するプログラムをいう。)で	
第九十号)第二条第二項に規	
する法律(昭和四十五年法律)	
グラム(情報処理の促進に関	
低減に資する機械類又はプロ	
三 除草機その他の環境負荷の	
荷の低減に直接寄与する資材	
一 こ その使用又は施用が環境負	
化石資源に代替する資材	
薬若しくは土壌改良資材又は	の向上に資する流通に関する措置
化学的に合成された肥料、農	しくは加工又は当該農林水産物及び当該食品の付加価値
他	物をその不可欠な原材料として用いて行う食品の製造若
次に掲げるものとする。	二 特定環境負荷低減事業活動により生産された農林水産
材又は機械類その他の物件は、	のの提供に関する措置
一号の農林水産省令で定める資	又は機械類その他の物件として農林水産省令で定めるも
第十二条 法第二十一条第三項第	特定環境負荷低減事業活動を行うために不可欠な資材
の物件)	る事項を含めることができる。
不可欠な資材又は機械類その他	()
(特定環境負荷低減事業活動に	3 特定環境負荷低減事業活動実施計画には、認定を受けよ

牧地、作物等の被害の防除	
ずる付近の農地又は採草放	
ト 転用することによって生	
へ 転用の時期	
用状況及び普通収穫高	
ホ 当該事項に係る土地の利	
しようとする契約の内容	
ニ 権利を設定し、又は移転	
名称	
を受けている者の氏名又は	
類及び内容並びにその設定	
にあっては、当該権利の種	
権利が設定されている場合	
使用及び収益を目的とする	
ハ 当該土地に所有権以外の	
又は名称	
ロー当該土地の所有者の氏名	
び主たる事務所の所在地)	
その名称、代表者の氏名及	
その他の団体にあっては、	
事者の氏名及び住所(法人	
イ 権利の設定又は移転の当	
、次に掲げる事項	
利を取得する場合にあっては	
使用及び収益を目的とする権	
らの土地について所有権又は	
地以外のものにするためこれ	
草放牧地を農地又は採草放牧	
一 当該事項に係る農地又は採	
項	に関する事項
ニ その他参考となるべき事	ることをいう。第三十九条第三項第二号において同じ。)
被害の防除施設の概要	的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供す
ずる付近の農地、作物等の	一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目
ハ 転用することによって生	財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二条第一
ロー転用の時期	下同じ。)の活用(補助金等交付財産を当該補助金等交付
用状況及び普通収穫高	正化法」という。)第二十二条に規定する財産をいう。以
イ 当該事項に係る土地の利	る法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適」
ては、次に掲ける事項	等交付財産(補助金等に係る予算の勢行の適正化に関す

	以下司じ。)であり、前項第一号コの布役の用こ共計「む。次号において同じ。)の目的に供される土地をい「む」を持ています。「ネット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	う。以
	む。次号において同じ。)の目的に供される土地をいしまれています。	_
	。 末年し言い。 ここのではおりてする日本でラナー	を含む。
	より排乍こ亥当するものとみなされる農乍沕の桟咅	定によ
	吸内にある農地(耕作(同法第四十三条第一項の規	の区域
	媤定する指定市町村をいう。以下同じ。)の区域以外	項に規
	農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一	農地法
	び口に掲げる事項(同号ロ①の土地が指定市町村(イ及び
	当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に前項第一号	七 当該
	該当すること。	該当す
	規定により同条第一項の認定をすることができる場合に	規定に
	備が含まれる場合には、家畜排せつ物法第九条第三項の	備が含
	当該特定環境負荷低減事業活動に処理高度化施設の整	六 当該
	る場合に該当すること。	る場合
	14	の規定
	まれる場合には、沿岸漁業改善資金助成法第八条第一項	まれる
	—	五 当該
	とができる場合に該当すること。	とがで
	法第八条の規定により同法第七条第一項の認定をするこ	法第八
	材	措置が
	当該特定環境負荷低減事業活動に林業・木材産業改善	四当該
		すること。
		同法第
	れる場合には、農業改良資金融通法第七条の規定により	れる場
	三 当該特定環境負荷低減事業活動に農業改良措置が含ま	三当該
	に資するものであること。	に資す
	、かつ、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保	、かつ
	悩減の効果を相当程度高めるものであると認められ 	荷の低
	談特定環境負荷低減事業活動が地域における環境負	二当該
	であること。	のであ
	環境負荷低減事業活動を確実に遂行するために適切なも	環境負
	感基本計画に適合するものであり、かつ、当該特定	一同意
	の認定をするものとする。	の認定を
	計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、そ	計画が次
	て、その申請に係る特定環境負荷低減事業活動実施	において、
	都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合	5 都道府!
項		
チーその他参考となるべき事		
施設の概要		

		7 農林水産大臣は、前項の規定による同項第一号に掲ける
		, _
		るもの 当該指定市町村の長
		て同じ。)であって、指定市町村の区域内にある土地に係
		のに係るものに限る。第十二項から第十四項までにおい
		一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないも
		兀
		及び
		牧地以外のも
		草放牧
		ることを目的として、農地である当該土地を農地以外の
		\mathcal{O}
		二 第四項第一号イ及びロに掲げる事項 (同号ロ⑴の土地
		る。) に関する事項 農林水産大臣
		第三項第二号に掲げる措置(流通合理化事業活動に限
		得なければならない。
		かじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を
		げる事項が記載されているときは、当該事項について、あら
		いて、特定環境負荷低減事業活動実施計画に次の各号に掲
		ᄺ
		とができない場合に該当しないこと。
		は、同条第二項の規定により同条第一項の許可をするこ
		らないものに係るものに限る。) が記載されている場合に
		に当たり、農地法第五条第一項の許可を受けなければな
		て所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する
		地又は採草放牧地以外のものにするため当該土地につい
		農地である当該土地又は採草放牧地である当該土地を農
		、同号ロの施設の用に供することを
		は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。)
		の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又
		区域以外の区域内にある農地又は採草放牧地(農地以外
		イ及びロに掲げる事項 (同号ロ1)の土地が指定市町村の
		前項第一
		できない場合に該当しないこと。
		る場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可
		ければならないものに係るものに限る。)が記載されてい
		当たり、
		ることを目的として、農地である当該土地を農地以外の

		産大臣に協議しなければならない。
		一号イ及びロに掲げる事項について、あらかじめ、農林水
		係るものを除く。)が記載されているときは、当該第四項第
		土地に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に
		イ及びロに掲げる事項(四ヘクタールを超える農地を含む
		いて、特定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号
		12 都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合にお
		ければならない。
		該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得な
		をしようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当
		る事項についての協議があった場合において、同項の同意
		11 農林水産大臣は、第六項の規定による同項第三号に掲げ
		ができない場合に該当しないこと。
		第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすること
		益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法
		にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収
		二 農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のもの
		ができない場合に該当しないこと。
		第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすること
		一 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法
		をするものとする。
		が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の同意
		げる事項についての協議があった場合において、当該事項
		10 指定市町村の長は、第六項の規定による同項第二号に掲
		意見を述べることができる。
		9 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合に
		所管大臣」という。) に通知するものとする。
		、次項におい
		VVJ
		8 農林水産大臣は、第六項の規定による同項第一号に掲げ
		前項の同意をするものとする。
		る
		等持続的供給法第八条第五項の規定により同条第一項
		事項についての協議があった場合において、当該事項が食

中の記気をしまった。 「第四項第一号イ及び口に掲げる事項において、あらかじめ、農業 を持ればならない。 に係るものであるときは、当該第四項第一に掲げる事項について、あらかじめ、農業 を持ればならない。 に係るものであるときは、当該第四項第一号に掲げる事項が三十下一ルを超版事業活動実施計画に記載されての規定により意見を述べようとすの規定により意見を述べようとすの規定により意見を述べようとすの規定において「都道府県機構」と、第十三項中「場合において、あらかじめ、農業を受ければならない。ただし、同法第に係るものであるときは、第十三項の規定は、指定市町村の長が高ときに別での規定は、指定市町村の長が高とさば、第十三項中「場合において第四項第一号イ及び口に掲げる事項」と、第十三項中「場合において第四項第一号イ及び口に掲げる事項」と、第十三項中「場合において第四項第一号イ及び口に掲げる事項」と、第十三項中「場合において第四項第一号イ及び口に掲げる事項」と、第十三項中「場合においてある土地に係るものを除く」と、「「第四項第一号イ及び口に掲げるるときは、当該第四項第一号イ及び口に掲げるるときは、当該第四項第一号が記述の規定は、指定市町村の長が第一号を表示して、第十三項中「場合において」と、「「第四項第一号イ及び口に掲げるときは、当該第四項第一号が記述の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	項の認定をしようとするときは、あ	17 都道府県知事は、第一項の認定を-
第2日、80、120 130 22 11 13 2 7 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		読み替えるものとする。
第2日、第2日の19年2年 (元) 1年 1 年 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	とあるのは 「ときは」 と	号イ及びロに掲げる事項について」
第2 に 身 一 20 電 20 年		るものを除く。)が記載されているときは、
第2世、後、一切の報告をしまって、当成の国の第2世紀において、おしたのととは、当該の国の第2世紀は行る事項(指定市町村の区域内にあるとをに限る。) が記載されているととは、当該の国の第2世紀は近る事項(指定市町村の区域内にあるとをに限る。) は、2世 長天 (区域内にある土地に係	及び口に掲げる事項(指定市町村の
第2章に き 一項の語では 1 まで 2 では 2	計画に第四項第一号イ	て、特定環境負荷低減事業活動実施
(場別) (おおり) (おわり)	7十三項中「場合におい	事項」とあるのは「当該事項」と、第
「おすべき」という。 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	一号イ及びロに掲げる	あるのは「限る」と、「当該第四項第
2号では、第一項の意気をしまうとうとは、第2章では関する法権には、当成的には対する事項(指定市町村の区域内にある土地にに掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地にに掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地にに掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地にに掲げる事項について、あらかじめ、農業委会会に関する法律・昭和二十二年法律・「東陸負者低減事業活動実施計画に記載されている。」は、20限りでない。 意見を聴かなければならない。ただし、同法第四項第とと都道府県機構(父項において「都道府県機構)とと認定がよるものであるときに限する法律・第四共第三十プールを超え会社、31歳等四項を対しては対しる事項が三十プールを超えを述べるため必要があると記めるときは、第道と表述べるため必要があると記めるときは、第道と表述べるため必要があると記めるときは、第道と表述べて、20限りでない。ただし、同法第四項の規定は、13を開東知事の指定がきれていた。この場合を取ったければならない。ただし、同法第四項の規定ととするときについて権用する。この場合をしようとするときについて増用する。この場合としようとするときについて増用する。この場合としまりとするときについて掲げる事項(」と「限 第十三項の規定 第十三項の 第一項の 第一項の 第一項の 第一項の 第一項の 第一項の 第一項の 第一	に係るものを除く」と	り、指定市町村の区域内にある土地
(2年)、第一項・第2年 (1ま・2)・2 寸2 切2 にまり、	項(」と、	項(」とあるのは「第六項第二号に
2月1に 2月10日 19 1日	号イ及びロに掲げる事	において、第十二項中「第四項第一
2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2		項の同意をしようとするときについ
大事化 第一項 10 10 10 10 10 10 10 1	指定市町村の長が第六	16 第十二項から前項までの規定は、
大学社、 第二項 計長を上上では、 19 2 4 4 4 4 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2		府県機構の意見を聴くことができる。
業委員会は、第十三四 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 がっては、市町村長。 かっては、市町村長。 かっては、市町村長。 がっては、市町村長。 はらない。 により意見を述べよる はらない。 においであるときに限る ならない。 ただし、同 道府県知事の指定がよる 道府県知事の指定がよる 道府県知事の指定がよる であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ただし、同 であるときに限る ならない。 ならない。 ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る ならない。 であるときに限る はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。 はい。		により意見を述べるため必要がある
世界県知事の指定がより 世所県知事の指定が でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときは、当該際 でいるときに限る ならない。 により意見を述べよる ならない。 でいるときに限る ならない。 ただし、関西 であるときに限る ならない。 ただし、関西 であるときに限る ならない。 ただし、関西 であるときに限る ならない。 ただし、 であるときに限る ならない。 ただし、 であるときに限る ならない。 ならな、	『会は、第十三項の規定	15 前項に定めるもののほか、農業委員
電の規定による都道府県知事の指定がよる。 は、前項の規定において、あらかじめ、1に掲げる事項(指定市町村の区域内にあるときは、当該際く。)が記載されているときは、当該際く。)が記載されているときは、当該際人。)が記載されているときは、当該際人。)が記載されているときは、当該際人。)が記載されているときは、当該際人。)が記載される土地に係るものであるときに限る場方県機構(次項において「都道府県機構(次項において「都道府県機構(次項において「都道府県機構(次項において「都道府県機構(次項においっただし、当該院債所県機構(次項においったが、当該院債債減事業活動実施計画に第四系境負荷低減事業活動実施計画に第四系境負荷低減事業活動実施計画に第四系規定によりであるときに限る場所の規定によりであるときに限る場所の関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係の規定による都道府県知事の指定がより、対応に関係であるときは、当該際人のであるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるときに関係であるというに関係であるときに関係のでは、対象のでは関係があるときに関係であるときに関係であるときに関係が、対象のでは、は、は、対象のでは、対象のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		ない場合は、この限りでない。
見を聴かなければならない。ただし、思力を聴かなければならない。ただし、当業委員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員がない市町村にあっては、市項の規定により意見を聴かなければならない。ただし、思想がある土地に係るものであるときに限る状況を聴かなければならない。ただし、思想がある土地に係るものであるときに限るれる土地に係るものであるときに限る状況を聴かなければならない。ただし、思想がある土地に係るものであるときに限るれる土地に係るものであるときに限る状況を表表し、第一項の言葉を見いませば、	知事の指定がされてい	十二条第一項の規定による都道府県
電話の表情に、第一項の記憶をしませる。 「関する法律、の区域内にある。」 「大学」の記載されているときは、当該際く。」が記載されているときは、当該際く。」が記載されているときは、当該際く。」が記載されているときは、当該際く。」が記載されている。 「条第一項ただし書又は第五項の規定に、前項の規定により意見を述べよる。 「条第一項ただし書又は第五項の規定には、前項の規定により意見を述べよる。 「条第一項ただし書とは、市町村長。」 「会に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律第四十三条。 「大学」の記憶を 「大学」の記憶を 「大学」といるときは、当該際がない市町村にあっては、市町村にあっては、市町村長。 「大学」といるときは、当該際が、のであるときに限る。 「大学」といるときは、当該際が、のであるときに限る。 「大学」といるときは、当該際が、のであるときに限る。 「大学」といるときは、当該際が、のであるときに限る。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときは、当該のに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに限る。 「大学」といるときに限る。 「大学」といるときに限る。 「大学」といるときは、当該に関する法律第四十三条。 「大学」といるときに限る。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときは、当該に関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときは、当該に関する法律第四十三条。 「大学」といるときは、当該に関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十二条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関する法律第四十三条。 「大学」といるときに関するときには、ときには、ときには、ときには、ときには、ときには、ときには、ときには、	ただし、	いう。)の意見を聴かなければなられ
大事に 第一項の記気をしませるというでは、 は、前項の規定により意見を述べよる 一年のがにあっては、市町村長の 一条第一項ただし書又は第五項の規定と 一条第一項ただし書又は第五項の規定と 一条第一項ただし書又は第五項の規定と 一条第一項ただし書又は第五項の規定と 一条第一項ただし書又は第五項の規定と 一条第一項ただし書とは、 一年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律(昭和二十六年社会員会等に関する法律第四十三条 場で、前項の規定により意見を述べよる であるときは、当該際 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関する法律第四十三名 であるときに関するときに表するときに関するときに表するときに関するときに表するともに表するときに表するともに表	いて「都道府県機構」と	に規定する都道府県機構(次項にお
日まれる土地に係るものであるときに限る。)は、 ロまれる土地に係るものであるときに限る。)は、 ロまれる土地に係るものであるときに限る。)は、 ロまれる土地に係るものであるときに限る。)は、 ロまれる土地に係るものであるときに限る。)は、 ロまれる土地に係るものであるときに限る。)は、 ロまれる土地に係るものであるときに限る。)は、	法律第四十三条第一項	あらかじめ、農業委員会等に関する
第一号イ及び口に掲げる事項が三十アールを超え 第一号イ及び口に掲げる事項が三十アールを超え 第一号イ及び口に掲げる事項が三十アールを超え 第一号イ及び口に掲げる事項が三十アールを超え	あるときに限る。)は、	る農地が含まれる土地に係るもので
定環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号に表現負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号に関する法律(昭和二十六年法律第八条委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八条委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八条委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八条要員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八条要員を聴かない市町村にあっては、市町村長。以下同意を聴かない市町村にあっては、市町村長。以下同意を聴かなければならない。 「現立、「東西、「東西、「東西、「東西、「東西、「東西、「東西、「東西、 東西、 東西、 東西、 東西、 東西、 東西、 東西、 東西、 東西、	項が三十アールを超え	る第四項第一号イ及びロに掲げる事
項の規定により意見を述べよる事項に対し書文は第五項の規定について、あらかじめ、る事項について、あらかじめ、る事項について、あらかじめ、に関する法律(昭和二十六年はに関する法律(昭和二十六年はに関する法律(昭和二十六年はに関する法律(昭和二十六年はに対したとは、当該等では、はならない。	施計画に記載されてい	とき(特定環境負荷低減事業活動実
第一項の言気をしませる。 市町村にあっては、市町村長。 で関する法律(昭和二十六年は に関する法律(昭和二十六年は に関する法律(昭和二十六年は に関する法律(昭和二十六年は に関する法律(昭和二十六年は では、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	意見を述べようとする	14 農業委員会は、前項の規定により
市町村にあっては、市町村長。 「項にだし書又は第五項の規定に関する法律(昭和二十六年法の事項について、あらかじめ、公記載されているときは、当該に関する法律(昭和二十六年法の事項において、あらかじめ、		じ。)の意見を聴かなければならな
第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農 素委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八 と除く。)が記載されているときは、当該第四項第 に掲げる事項(指定市町村の区域内にある土地に に環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号	市町村長。	業委員会を置かない市町村にあって
(昭和二十六年) 村の区域内にある 大のときは、当該窓 大の区域内にある 実施計画に第四四 で、あらかじめ、	第五項の規定により農	十八号)第三条第一項ただし書又は
当該第四点	昭和二十六年法律第八	員会(農業委員会等に関する法律
当該第四項第	、あらかじめ、農業委	一号イ及びロに掲げる事項について
(指定市町村の区域内にある土滅事業活動実施計画に第四項第一項の詩気をしませる)	3ときは、当該第四項第	係るものを除く。)が記載されているときは、
足環境負荷低減事業活動実施計画に第四項第一号 	の区域内にある土地に	イ及びロに掲げる事項(指定市町村
に一第一項の部気をしまざる場合に	施計画に第四項第一号	いて、特定環境負荷低減事業活動実
は、第一頁の忍定をしようとする場合に	しようとする場合にお	13 都道府県知事は、第一項の認定を

	二 第十一条第二項第二号から		
	施伏况を記載した書類		
	定環境負荷低減事業活動の実		
	実施計画に従って行われる特		
	の特定環境負荷低減事業活動		
	事業活動実施計画及び変更前		
	一 変更後の特定環境負荷低減		
	添付を省略することができる。		
	にその旨を記載して当該書類の		
	容に変更がないときは、申請書		
	に提出されている当該書類の内		
	については、既に都道府県知事		
	い。ただし、第二号に掲げる書類		
	る書類を添付しなければならな		
	2 前項の申請書には、次に掲げ		
	V.		
	県知事に提出しなければならな		
	理由を記載した申請書を都道府		
	在地)並びに変更しようとする		
	者の氏名及び主たる事務所の所		
	団体にあっては、その名称、代表		
	は、氏名及び住所(法人その他の		限りでない。
	定を受けようとする農林漁業者	いては、この	ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この
	減事業活動実施計画の変更の認	ばならない。	認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。
	規定により当該特定環境負荷低	っにより、その	うとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その
	第十四条 法第二十二条第一項の	画を変更しよ	認定に係る特定環境負荷低減事業活動実施計画を変更しよ
	施計画の変更の認定の申請)	業者は、当該	第二十二条 前条第一項の認定を受けた農林漁業者は、
	(特定環境負荷低減事業活動実	寺)	(特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更等)
			大臣に通知しなければならない。
		その旨を農林水産	第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その1
		計画について	が記載された特定環境負荷低減事業活動実施計画について
		に掲げる事項	19 都道府県知事は、第六項第一号又は第三号に掲げる事項
		ばならない。	長
		5、関係市町村	18 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、関係市町
		\`°	て関係市町村長の意見を聴かなければならない。
		施計画につい	らかじめ、当該特定環境負荷低減事業活動実施計画に
		-	

第二十四条 認定事業活動に林業・木材産業改善措置が含ま 第二十三条 認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特 4 条第一項に規定する林業・木材産業改善資金であって、前項 第一項(同法第十二条第二項において準用する場合を含む。 れる場合における当該林業・木材産業改善措置についての あったものとみなす。この場合において、同法第四条中「十 。)に従って行われる環境負荷低減事業活動又は特定環境負 内で政令で定める期間とする。 第五条第一項の規定にかかわらず、 の林業・木材産業改善措置を行うのに必要なものの償還期)の認定があったものとみなす。 該認定計画に係る認定があったことをもって、同法第七条 林業・木材産業改善資金助成法の規定の適用については、当 定計画」とする。 る法律(令和四年法律第三十七号) 第二十三条に規定する認 テムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関す 置に関する計画」とあるのは「環境と調和のとれた食料シス 年」と、同法第五条中「次条第一項の認定に係る農業改良措 域資金」という。)にあつては、十二年)」とあるのは「十二 置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地 域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措 年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地 同法第八条第二項において準用する場合を含む。)の認定が 計画に係る認定があったことをもって、同法第六条第一項(の農業改良資金融通法の規定の適用については、当該認定 良措置が含まれる場合における当該農業改良措置について 荷低減事業活動(以下「認定事業活動」という。)に農業改 定環境負荷低減事業活動実施計画(以下「認定計画」という ついて準用する。 ないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 前項の場合において、林業・木材産業改善資金助成法第二 (林業・木材産業改善資金助成法の特例) (農業改良資金融通法の特例) 前条第五項から第十九項までの規定は、第一項の認定に (据置期間を含む。次条第二項において同じ。) は、同法 十二年を超えない範囲 第 荷低減事業活動の促進等に関す システムの確立のための環境負 る法律(以下「法」という。)第二 一条 環境と調和のとれた食料 期間の特例) (林業・木材産業改善資金の償還 ・四条第二項の政令で定める期

|--|

第二十八条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定特定環境負荷低減事業活動実施計画(第二十一条第四項定特定環境負荷低減事業活動実施計画(第二十一条第四項度 と 認定特定環境負荷低減事業活動実施計画(第二十一条第四項度	(食品等持続的供給法の特例) 第二十七条 認定事業活動に関する部分に限る。)を同条第一項の認定に規定する認定流通合理化事業活動に関する部分に限る。)を同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動に関する部分に限る。)を同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業活動計画と、認定事業活動(当該流通合理化事業活動とそれぞれみなして、食品等持続的供給法第十五条の規定を適用する。	(家畜排せつ物法の特例) 第二十六条 認定事業活動に処理高度化施設の整備を行う認定機林漁業者 (第四十六条第一項において「認定機林漁業者 (第四十六条第一項において「認定機林漁業者 (第四十六条第一項において「認定機林漁業者」という。)を家畜排せつ物法第九条第一項の認定を受けた者と、認定計画(当該処理高度化施設の整備を行う認定機林漁業 (第四十六条第一項において「認定機林漁業 (第四十六条第一項において「認定機林漁業 (第四十六条第一項において「認定機林漁業 (第四十六条第一項において「認定機林漁業 法動 (当該処理高度化施設の整備を行う認定環境負 に限る。)を家畜排せつ物法の特例)	あるのは「十三年」とする。 」と、同表第三号中「十一年」と 二号中「五年」とあるのは「六年 」とあるのは「十年」と、同表第

第三十一条 同意基本計画において定められた特定区域内に 第二十九条 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認 ある相当規模の一団の農用地(農地又は採草放牧地をいう。 成するため、市町村長(次項第一号に規定する協定区域が二 機農業をいう。以下この条において同じ。)の生産団地を形 機農業(有機農業の推進に関する法律第二条に規定する有 区域において特定環境負荷低減事業活動として行われる有 体を除く。以下「農用地所有者等」という。)は、当該特定 及び収益を目的とする権利を有する者(国及び地方公共団 作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用 以下この節において同じ。)について所有権、地上権、 の長の承認があったものとみなす。 もって、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁 環境負荷低減事業活動実施計画に係る認定があったことを 特定環境負荷低減事業活動を行う場合には、当該認定特定 特定環境負荷低減事業活動実施計画(第二十一条第四項第 いては、同法第九条の規定は、適用しない。 集約酪農地域をいう。)の区域内にある草地において第二十 法律第百八十二号)第三条第一項の規定により指定された 域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年 定特定環境負荷低減事業活動実施計画に従って集約酪農地 を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があった の土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利 放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれら 一号に掲げる事項が記載されているものに限る。)に従って (財産の処分の制限に係る承認の手続の特例) 条第四項第一号ロの施設を整備するために行う行為につ (協定の締結等) 上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知 、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例 第二節 認定特定環境負荷低減事業活動農林漁業者が認定 る協定に係る措置 有機農業を促進するための栽培管理に関す 第十六条 る認可を受けようとするときは ばならない。 とを証する書面を添付しなけれ 十四条第一項の合意があったこ は第三十四条第一項の規定によ 付書類 法第三十一条第三項又は第三 (協定の認可を受ける場合の添 法第三十一条第一項又

	(協定の認可)
よる公告について準用する。 準用する場合を含む。)の規定に	
(法第三十四条第二項において)。)の規定は、法第三十三条第二項	
2 前項(第四号に係る部分を除く	
四、協定をの従覧の場所 三、協定案の縦覧の場所	
二 協定区域案を表示した図面	
一協定案の名称	
のとする。	
の他の適切な方法により行うも	
掲載、インターネットの利用そ	
あっては、都道府県)の公報への	
の市町村の区域にわたる場合に	項の縦覧期間満了の日までに、当該協定について、市町村長
いて、市町村(協定区域が二以上	2 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同
る公告は、次に掲げる事項につ	に供しなければならない。
用する場合を含む。)の規定によ	し、当該協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧
法第三十四条第二項において準	
第十七条 法第三十二条第一項 (第三十二条 市町村長は、前条第一項の認可の申請があった
(協定の公告)	(協定の縦覧等)
	5 協定の有効期間は、五年を超えてはならない。
	3
	4 協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共
	者等の全員の合意がなければならない。
	3 協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有
	四 協定に違反した場合の措置
	三協定の有効期間
	する事項
	二 有機農業及びそれ以外の農業における栽培の管理に関
	一 協定の対象となる農用地の区域(以下「協定区域」という。)
	2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
	う。)を締結することができる。
	促進するための栽培管理に関する協定(以下「協
	事。以下この節において同じ。) の認可を受けて、有機農業

		2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しな
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止し第三十六条 第三十一条第一項又は第三十匹条第一項の認可
		止
		用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものその女性のあった後によいて協定区域内の農用地に係る農
		こうく言うのうに後ころいてあるでは、そうとうとうなった場合を含む。)の規定による認可の公告のあった協定は、
		第三十五条 第三十三条第二項(前条第二項において準用す(1615)のタナ)
		2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。
		対長の恩可を受けなければないない。
		うごする易合こは、全員の合意をふってその言を定め、市丁用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しよ
		(協定の変更)
- 9	る。	
· 不) た図面を掲示して行う 50 ch やすい場所に当該協定区域を表示	内に明示しなければならない。
兄	定区域の明示は、協定区域内の見	の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域
肋	する場合を含む。)の規定による肉	域にわたる場合にあっては、都道府県)の事務所に備えて公衆
<u></u>	法第三十四条第二項において準用	該協定の写しを当該市町村(協定区域が二以上の市町村の区
	第十八条 法第三十三条第二項	林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当
	(協定区域の明示方法)	2 市町村長は、第三十一条第一項の認可をしたときは、農
		のであること。
		三 協定の内容が同意基本計画の達成に資すると認められる
		なも
		二 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでない
		いこと。
		一 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでな
		のとする。
		のいずれにも該当すると認めるときは、
		第三十三条 市町村長は、第三十一条第一項の認可の申請が

(農用地区域設定の要請) 第十九条 法第三十八条 治院三上八条所では、次に掲げる事項を記載ししない。当該要請に係る農用地の所在、地番、地目、用途及び地所在、地番、地目、用途及び地所在、地番、地目、用途及び地所有。可以名文は抵当権を有材利、先政収度情報、使用貸借による権利、先政収益者がある。 「の表示」の表示の同意を得たの権利若しなければなる。 「会社のの表示」の同意を得たの表示と記載したの権利者をを指し、大のでは、その者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の氏名文は、との者の表示を指して、とない。	を認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。
	第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内第三十七条(市町村長は、第三十一条第一項又は第三十四条(協定の認可の取消し)

3 第三十九条 基盤確立事業を行おうとする者は、単独で又は いて、その申請に係る基盤確立事業実施計画が次の各号の ければならない。 とする主務大臣に提出しなければならない。 共同して、主務省令で定めるところにより、基盤確立事業の 項から第十一項まで(これらの規定を同法第十三条第四項 とする。 いずれにも適合すると認めるときは、その認定をするもの るところにより、代表者を定め、これをその認定を受けよう 基盤確立事業実施計画を作成したときは、主務省令で定め 場合において、基盤確立事業を行おうとする者が共同して 実施に関する計画(以下「基盤確立事業実施計画」という。 において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。この 基盤確立事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しな (基盤確立事業実施計画の認定) 基盤確立事業実施計画には、前項各号に掲げる事項のほ 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合にお 活用に関する事項 あっては、次に掲げる事項 た農林水産物の付加価値の向上に関する目標 環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産され 基盤確立事業の実施に当たっての補助金等交付財産の 次に掲げる事項を記載することができる。 基盤確立事業の実施体制 基盤確立事業の内容及び実施期間 基盤確立事業による環境負荷の低減の効果の増進又は 基盤確立事業に必要な資金の額及びその調達方法 基盤確立事業の用に供する設備等の導入を行う場合に っては、次に掲げる事項 当該設備等の導入として施設の整備を行う場合にあ 当該設備等の種類その他の当該設備等の導入の内容 第三節 び面積 その他主務省令で定める事項 当該施設の用に供する土地の所在、 認定基盤確立事業実施計画に係る措置 地番、 地目及 2 付しなければならな 次に掲げる書類を添 提出しなければなら 経由して、主務大臣に 項において同じ。)を 長(北海道農政事務所 管轄する地方農政局 る事務所の所在地を 計画の代表者の主た 該基盤確立事業実施 記載した申請書を当 は、氏名及び住所(法 を受けようとする者 事業実施計画の認定 規定により基盤確立 第三十九条第一項の 以下「法」という。) 促進等に関する法律 負荷低減事業活動の の確立のための環境 とれた食料システム 長を含む。第三条第一 る事務所の所在地)を 表者の氏名及び主た っては、その名称、代 計画の認定の申請) 人その他の団体にあ 前項の申請書には、 (基盤確立事業実 施計画 当該申請をしよ 基盤確立事業実 環境と調和の

にした書類	前項の規定により意見を述べようとするときについて準
請の状況を明らか	第二十一条第十四項及び第十五項の規定は、農業委員会
その許認可等の申	らかじめ、農業委員会の意見を聴かなければならない。
を証する書類又は	都道府県知事等は、前項の同意をしようとするときは、あ
を受けていること	ができない場合に該当しないこと。
は、その許認可等	第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすること
する場合にあって	益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法
という。)を必要と	にするためこれらの土地について所有権又は使用及び収
(以下「許認可等」	牧地以外の
れらに類するもの	ができない場合に該当しないこと。
可、承認その他こ	第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすること
行政庁の許可、認	農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法
他の法令に基づく	めるときは、その同意をするものとする。
業の実施に際して	府県知事等は、当該事項が次に掲げる要件に該当すると認
五 当該基盤確立事	の同意を得なければならない。この場合において、当該都道
した書類)	県知事等をいう。以下この条において同じ。) に協議し、そ
内容の概要を記載	て、都道府県知事等 (同法第四条第一項に規定する都道府
最近一年間の事業	ついて第一項の認定をしようとするときは、当該事項につ
場合にあっては、	るものに限る。)が記載されている基盤確立事業実施計画に
れらの書類がない	に
び損益計算書(こ	目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項
書、貸借対照表及	益
二期間の事業報告	地である当該土地を農地若しくは採草放牧地以外のものに
うとする者の最近	外のものにし、又は農地である当該土地若しくは採草放牧
四 当該申請をしよ	رک
載した書類	の土地が農地又は採草放牧地であり、同号ロの施設の用
に関する定めを記	主務大臣は、第三項第一号イ及びロに掲げる事項(同号ロ
体の組織及び運営	یل
規約その他当該団	同条第一項の認定をすることができる場合に該当するこ
場合にあっては、	合には、食品等持続的供給法第八条第五項の規定により
でない団体である	当該基盤確立事業に流通合理化事業活動が含まれる場
うとする者が法人	であること。
三 当該申請をしよ	た農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するもの
面	環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産され
はこれに代わる書	当該基盤確立事業が環境負荷の低減の効果の増進又は
ては、その定款又	
である場合にあっ	遂行するために適切なもので
ことする者が没人	まプラ金(用な) 近代がなの一者の一方/一言言表類

放牧地以外の一	
農地又は採草	
採草放牧地を	
係る農地又は	
(2) 当該事項に	
にする者	
地以外のもの	
係る農地を農	
(1) 当該事項に	
を除く。)	
れに代わる書面	
は、定款又はこ	
る場合にあって	
うとする者であ	
当該申請をしよ	
書面(その者が	
はこれに代わる	
明書及び定款又	
その登記事項証	
合にあっては、	
が法人である場	
イ 次に掲げる者	
書類	
ては、次に掲げる	
載する場合にあっ	
規定する事項を記	内容を公表するものとする。
三十九条第五項に	るところにより、当該認定に係る基盤確立事業実施計画の
業実施計画に法第	9 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定め
七 当該基盤確立事	ばならない。
にした図面	項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なけれ
及び構造を明らか	されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事
、当該施設の規模	基盤確立事業実施計画に第三項第二号に掲げる事項が記載
る場合にあっては	8 主務大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、
げる事項を記載す	事項」と読み替えるものとする。
一号イ及びロに掲	記載されている第三十九条第三項第一号イ及びロに掲げる
三十九条第三項第一	びロに掲げる事項」とあるのは、「基盤確立事業実施計画に
業実施計画に法第	低減事業活動実施計画に記載されている第四項第一号イ及
六 当該基盤確立事	用する。この場合において、同条第十四項中「特定環境負荷

ホー当該事項に係	書面	ることを証する	力及び信用があ	ために必要な資	事業を実施する	二 当該基盤確立	図面	を明らかにした	他の施設の位置	用排水施設その	に必要な道路、	を利用するため	びこれらの施設	その他の施設及	ようとする建物	る土地に設置し	ハ 当該事項に係	る。)	事項証明書に限	項証明書(全部	該土地の登記事	示す地図及び当	る土地の位置を	ロー当該事項に係	ようとする者	、又は移転し	権利を設定し	めにこれらの	にその者のた	とする者並び	を取得しよう	的とする権利	及び収益を目	有権又は使用	地について所	めこれらの土	

交付財産を所管す	
及び当該補助金等	
てられた補助金等	
金等交付財産に充	
、現行の用途、補助し	
等交付財産の名称	
あっては、補助金	
を記載する場合に	
二号に掲げる事項	
三十九条第三項第	
業実施計画に法第	
八当該基盤確立事	
なるべき書類	
トその他参考と	
面)	
由を記載した書	
っては、その事	
れない場合にあ	
その意見を得ら	
経過してもなお	
日から三十日を	
(意見を求めた)	
改良区の意見書	
ては、当該土地	
ある場合にあっ	
良区の地区内に	
放牧地が土地改	
る農地又は採草	
へ 当該事項に係	
面面	
ことを証する書	
の同意があった	
にあっては、そ	
る者がある場合	
なる権利を有す	
る行為の妨げと	
放牧地を転用す	
る農地又は採草	

及び当該認定基盤確立事業の内容を公表立事業の内容を公表立事業の内容を公表立事業の内容を公表立事業の内容を公表を開こ、基盤確立事業の内容を公表第三項に規定する事項に規定する事項とする。 第三条 法第三十九条第三項は、基盤確立事業の用で定める事項を記載する場合には、次に制げる事項とする。 一 当該事項に係る 農地を農地以外の ものにする場合にも、次に あっては、次に掲	る府省の名称、補 助金等交付財産の か当変忍に をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基 をしたときは、当該認定基

イ る土地の利用ののになり、

には、そ	の団体にあっては、そ	3 主務大臣は、認定基盤確立事業者が前条第一項の認定に
その他	及び住所(法人その他	ならない。
、氏名	ようとする者は、氏名	る軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に
を受け	の変更の認定を受け	2 認定基盤確立事業者は、前項ただし書の主務省令で定め
施計画	盤確立事業実施計画	務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
より基	一項の規定により基	より、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主
十条第一	第三条 法第四十条第	画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところに
	申請)	事業者」という。)は、当該認定に係る基盤確立事業実施計
認定の	計画の変更の認定の	第四十条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定基盤確立
業実施	(基盤確立事業実施	(基盤確立事業実施計画の変更等)
事項	なるべき事項	
参考と	チ その他参考と	
の概要	除施設の押	
害の防	物等の被害の防	
地、作	採草放牧	
地又は	付近の農	
生ずる	によって	
ること	ト 転用すること	
時期	へ 転用の時期	
	高	
通収穫	況及び普	
利用状	る土地の智	
項に係	ホー当該事項に係	
	内容	
契約の	うとする契約の	
転しよ	、又は移転しよ	
設定し	こ 権利を記	
	又は名称	
の氏名	ている者の氏名	
を受け	その設定を受け	
並びに	及び内容	
の種類	当該権利の種類	
ては、	合にあっては、	
いる場	定されている場	
利が設	とする権力	
を目的	及び収益・	

計画の軽微な変更)	
(基盤確立事業実施	
でに掲げる書類	
二号から第八号ま	
二 第一条第二項第	
類	
状況を記載した書	
盤確立事業の実施	
従って行われる基	
立事業実施計画に	
び変更前の基盤確	
立事業実施計画及	
一変更後の基盤確	
ることができる。	
書類の添付を省略す	
の旨を記載して当該	
いときは、申請書にそ	
類の内容に変更がな	
出されている当該書	
は、既に主務大臣に提	
掲げる書類について	
い。ただし、第二号に	
付しなければならな	
次に掲げる書類を添	
2 前項の申請書には、	
らない。	
に提出しなければな	
を経由して、主務大臣	
轄する地方農政局長	
事務所の所在地を管	
画の代表者の主たる	いて準用する。
基盤確立事業実施計	4 前条第四項から第九項までの規定は、第一項の認定につ
載した申請書を当該	の認定を取り消すことができる。
ようとする理由を記)に従って基盤確立事業を行っていないと認めるときは、そ
所在地)並びに変更し	変更後のもの。以下「認定基盤確立事業実施計画」という。
び主たる事務所	
の名称、代表者の氏名	係る基盤確立事業実施計画(第一項の規定による変更の認

のとするとはなどとなっています。 理化事業活動が含まれる場合には、当該流通合理化事業活盤確立事業(以下「認定基盤確立事業」という。)に流通合 <mark>第四十一条</mark> 認定基盤確立事業実施計画に従って行われる基 (食品等持続的供給法の特例)																															
	変更	主務大臣が認める	変更を伴わないと	の内容の実質的な	確立事業実施計画	変更その他の基盤	の名称又は地番の	もののほか、地域	四 前三号に掲げる	の増減を伴うもの	十パーセント未満	資金の額について	更であって、当該	その調達方法の変	要な資金の額及び	実施するために必	三 基盤確立事業を	内の変更	実施期間の六月以	二 基盤確立事業の	更	所の所在地)の変	名及び主たる事務	名称、代表者の氏	にあっては、その	法人その他の団体	一 氏名及び住所 (のとする。	変更は、次に掲げるも	省令で定める軽微な	一項ただし書の主務

みなして、食品等持続的供給法第十五条の規定を適用する。動に関する部分に限る。)を流通合理化事業活動とそれぞれ事業活動計画と、認定基盤確立事業(当該流通合理化事業活る。)を同条第一項の認定に係る同項に規定する流通合理化事業実施計画(当該流通合理化事業活動に関する部分に限事工項に規定する認定流通合理化事業者と、認定基盤確立第七項に規定する認定流通合理化事業者と、認定基盤確立

(種苗法の特例)

第四十二条 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係第四十二条 農林水産大臣は、認定基盤確立事業のに規定する出願品種で、政令で定めるところにより、同法第六時、に規定する品種登録出願(以下この条において「品種登録出願」という。)がされたものに限る。以下この項において同願」という。)がされたものに限る。以下この項において同願」という。)がされたものに限る。以下この項において同願」という。)がされたものに限る。以下この項において同願」という。)がされたものに限る。以下この項において同願」という。)がされたものに限る。以下この項において同願」という。)がされたものに限る。以下この項において同義第一項第一号に規定する出願品種であるところにより、当該認定基盤確立事業の成果に係第四十二条 農林水産大臣は、認定基盤確立事業の成果に係

- 育成をいう。次項第一号において同じ。) をした者一 その出願品種の育成(種苗法第三条第一項に規定する
- 録出願をした使用者等録出願をした使用者等。との出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等」という。)が計算といっ。)が計算といっ。)が計算といっ。)がおれて「使用者等」という。)が計算といっ。)がおれて「た同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「た同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「た同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「た同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「た同条第一項に規定する職務育成品種(同号において「
- 年分の登録料を軽減し、又は免除することができる。 世分の登録料を軽減し、又は免除することができる。 は、政令で定めるところにより、当該各掲げる者であって当該認定基盤確立事業を行う認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以認定基盤確立事業の実施期間の終了日から起算して二年以認定基盤確立事業の表とされ、当該種(種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該種(種苗法第二十条第一項に規定するとができる。

2

(出願料の軽減)

第三条 法第四十二条第一項の規定により出願料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を引載した申請書に、申請に係る出願品種が認定基盤確立事業の成果に係るものであることを証する書面を添付して、これを農林水を書面を添付して、これを農林水で、これを農出しなければならない。

- 住所又は居所 申請人の氏名又は名称及び
- 掲げる者の別 に掲げる者又は同項第二号に三 法第四十二条第一項第一号

2

する旨

出願料の軽減を受けようと

法第八条第一項に規定する従申請に係る出願品種が種苗

面の省略)(出願料軽減申請書等の添付書

第二十条 面の添付を省略することができ 書等にその旨を記載して当該書 がないときは、 第二項各号に掲げる書面に変更 立事業の成果に係るものである 請に係る登録品種が認定基盤確 は令第四条第一項に規定する申 同条第二項各号に掲げる書面又 あることを証する書面若しくは 盤確立事業の成果に係るもので る申請に係る出願品種が認定基 付した令第三条第一項に規定す 林水産大臣に提出した者は、当 面を他の出願料軽減申請書等の 次条において「出願料軽減申請 う。) 第三条第一項又は第四条第 負荷低減事業活動の促進等に関 料システムの確立のための環境 ことを証する書面若しくは同条 該他の出願料軽減申請書等に添 提出に係る手続において既に農 書等」という。) に添付すべき書 する法律施行令(以下「令」とい 項の申請書(以下この条及び 環境と調和のとれた食 出願料軽減申請

(確認書の交付)

第二十一条 農林水産大臣は、出

(主義大臣等) 東漢に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、 東四十七条 第三十九条第一項及び第二項がの第三項を含む。)、第四十条第一項において準用する場合を含む。)、第四十条第一項及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣とする。 及び基盤確立事業に係る事業を所管する大臣は、農林水産大臣 四十条第四項において準用する場合を含む。)並びに第四十条第一項とが第三項第一号口②、同条第九項(第四十条第一項において準用する場合を含む。)並びに第四十条第一項十条第四項において準用 東葉に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、 事業に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、 事業に係る事業を所管する大臣の共同で発する命令とし、 第四十七条 第三十九条第一項、同条第四項、第五項、第八項	(報告の徴収) 業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。 画の実施状況について報告を求めることができる。 画の実施状況について報告を求めることができる。 (報告の徴収)	助その他の援助を行うよう努めるものとする。ために必要な助言、指導、資金の融通のあっせん、経費の補があるもののほか、この法律に基づく措置の円滑な実施の第四十五条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定め(援助)	第五章 雑則	(財産の処分の制限に係る承認の手続の特例) 第四十四条 認定基盤確立事業実施計画に係る認定があったことをも あものに限る。)に従って基盤確立事業を行う場合には、当 該認定基盤確立事業実施計画に係る認定があったことをも って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の って、補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の	第一項の許可があったものとみなす。収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条ものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び的として農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のて第三十九条第三項第一号ロの施設の用に供することを目て第三十九条第三項第一号ロの施設の用に供することを目

	-
局(北毎道豊攺事務所を含む。)	
合理化事業活動が一の地方農政	
林水産大臣の権限のうち、流通	
る場合を含む。)の規定による農	
二十二条第四項において準用す	
九項まで(これらの規定を法第	
第六項第一号及び第七項から第	
場合を含む。)並びに第二十一条	
二十条第四項において準用する	
び第八項(これらの規定を法第	
2 法第十九条第六項、第七項及	
げない。	
が自らその権限を行うことを妨	
委任する。ただし、農林水産大臣	
を含む。次項において同じ。)に	
農政局長(北海道農政事務所長	
は市町村の区域を管轄する地方	
大臣の権限は、当該都道府県又	
を含む。)の規定による農林水産	
条第四項において準用する場合	
項(これらの規定を法第二十二	
三号、第十一項及び同条第十九	
八条並びに第二十一条第六項第	
十七条第一項及び第二項、第十	することができる。
いて準用する場合を含む。)、第	で定めるところにより、地方支分部局の長にそれぞれ委任
の規定を法第十七条第三項にお	定めるところにより、主務大臣の権限にあっては主務省令
同条第七項及び第八項(これら	の権限は、農林水産大臣の権限にあっては農林水産省令で
第二十二条 法第十六条第一項、	第四十九条 この法律に規定する農林水産大臣及び主務大臣
(権限の委任)	(権限の委任)
	と緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。
	关
	テムの確立のための施策の実施に当たり、当該施策の実施
	第四十八条 農林水産大臣は、環境と調和のとれた食料シス
	(環境大臣との関係)
	11
	の発する命令とする。
	育国上したこうする主务当分は、前頁こ見官する主务大臣

(事務の区分) 第五十条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が 第五十条 この法律の規定により都道府県又は指定市町村が 処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、 処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第 一号に規定する第一号法定受託事務とする。 一 第二十一条第六項(第二号に係る部分に限り、第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により 指定市町村が処理することとされている事務(同一の事業の目的に供するため四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて が四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて が四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて が四へクタールを超える農地若しくはその農地と併せて が四へクタールを超える農地を含む。)の規定により 電において準用する場合を含む。)及び第二十二条第四項 において準用する場合を含む。)及び第二十二条第四項 において準用する場合を含む。)の規定により都道府県又 は指定市町村が処理することとされている事務 三 第二十一条第十三項(同条第十六項(第二十二条第四 三 第二十一条第十三項(同条第十六項(第二十二条第四	
	の管轄区域のみにおいて行われる環境負荷低減事業活動実施計画に係るものは、当該動実施計画に係るものは、当該が自らその権限を行うことを妨が自らその権限を行うことを妨が自らその権限を行うことを妨が自らその権限を行うことを妨が自らその権限を行うことを妨が自らその権限を行うことを妨が自らその権限を行うことを妨びない。

(施行期日)	附則	第五十一条 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告第五十一条 第四十六条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。 3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とするない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。	ススナた地車けにカに取物カモ的町准で
(施行期日)	削		
(施行期日)	削		
この省令は、法の施行	附則		
この告示は、公布の日	附則		

第五条の規定は、公布の日から施行する。	和四年七月一日)から施行する。	する。)から施行する。 の日(令和四年七月一日	から施行する。
第二条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の廃止)	(持続性の高い農業生産方式の 導入の促進に関する法律施行令 の廃止) 2 持続性の高い農業生産方式の 導入の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第三百三十四号) は、廃止する。	(持続性の高い農業生産方式の 導入の促進に関する法律施行規 則の廃止) 第二条 持続性の高い農業生産方 式の導入の促進に関する法律施 行規則(平成十一年農林水産省		
り 行 お の 関 の 定 づ 効 を 導 続 律 に が で い の の う の				
従前の例に りなお従前 この法 して この は は に 関 に 関 する る に り る は る に り る に り る に り る し る し る り る し る り る り る り る り る り る				
い必要な経過措置は、政令で定める。 第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴 (政令への委任)				

ませ) 見ぎこう (検討) (検討)	になり見ぎについて食力に叩っていたのと認めるときは、この律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法(検討)
法律の規定については一、後年の脱行の状況を書き	法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要得の旅行のお汚を甚楽し、必要かあると認めるときに、この
の措置を講ずるものとする。	とする。
(地方自治法の一部改正)	i改正)
第七条 地方自治法の	地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一に次のように加える。	うに加える。
環境と調和	この法律の規定により都道府県又
のとれた食	は指定市町村が処理することと
料システム	
の確立のた	もの
めの環境負	
荷低減事業	係る部分に限り、第一
活動の促進	四項において準用
等に関する	
法律(令和	
四年法律第	
三十七号)	め四ヘクタールを超える農地を
	農地以外のものにする行為又は
	同一の事業の目的に供するため
	四ヘクタールを超える農地若し
	くはその農地と併せて採草放牧
	地について農地法第三条第一項
	本文に規定する権利を取得する
	行為に係る特定環境負荷低減事
	ま活動実施計画に係るものに限 一
	二 第二十一条第十二項(同条第一
	十六項(第二十二条第四項にお
	いて準用する場合を含む。)及び
	する場合を含む。)の規定により
	都道府県又は指定市町村が処理
	することとされている事務

		のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	確立の
		十	年法律
		(律第十四号) を「、都市農業振興基本法(平成二十七	年法律第-
		第四十条第三項中「及び都市農業振興基本法(平成二十七	第四
		の一部を次のように改正する。	の一部
		食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)	第八条
		(食料・農業・農村基本法の一部改正)	(食料
		実施計画に係るものに限る。)	
		得する行為に係る基盤確立事業	
		第一項本文に規定する権利を取	
		草放牧地について農地法第三条	
		地若しくはその農地と併せて採	
		るため四へクタールを超える農	
		為又は同一の事業の目的に供す	
		農地を農地以外のものにする行	
		するため四へクタールを超える	
		いる事務(同一の事業の目的に供	
		市町村が処理することとされて	
		の規定により都道府県又は指定	
		において準用する場合を含む。)	
		これらの規定を第四十条第四項	
		四第三十九条第五項及び第六項(
		動実施計画に係るものに限る。)	
		に係る特定環境負荷低減事業活	
		に規定する権利を取得する行為	
		ついて農地法第三条第一項本文	
		その農地と併せて採草放牧地に	
		クタールを超える農地若しくは	
		目的に供するため四	
		以外のものにする行為又は同一	
		ヘクタールを超える農地を農地	
		一の事業の目的に供するため四	
		することとされている事務(同	
		都道府県又は指定市町村が処理	
		する場合を含む。)の規定により	
		第二十二条第四項において準用	
		用する場合を含む。) 及	
		十六項(第二十二条第四項にお	

	(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 (東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 の特所のように改正する。 第百二十条を次のように改める。 第百二十条 削除 第百二十条 削除 第百二十条 削除 第百二十条 削除 第百二十十二年法律第四十号)の一部を次 の
	(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定する法律の農林水産省関係規定する法律の農林水産省関係規定する法律の農林水産省関係規定する法律の農林水産省関係規定する法律の農村工条第四項中「第十三条第四項及び第十七条第四項」を「第十項及び第十七条第四項中「第十三条第四項及び第十六条第四項とは、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
(種苗法施行規則の一部改正) 第三条 種苗法施行規則の一部改正) 年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正後欄に掲がる規定の傍線を付した部分をがる規定の傍線を付した部分をがえる。 (願書の記 (願書の記 (願書の記 (願書の記 (願書の記 (願書の記 (願書の記 が	

		一、汽汽作方名	
		る去津をテ	
		近等に見る	
		生等こ場け	
		業活動の仮	
		負荷低減事	
		ための環境	
		こうつ最新	
		ムの確立の	
		食料システ	
		利のとおた	
		ロコラ	
		び環境と調	
		にその旨及	
		・ 日本	
		項の品種登	
		ときは、第二	
		ようとする	
		選用を受け	
		面目に受け	
		質の規定の	
		十二条第二	
		る没有第四	
		うとは言い	
		進等に関す	
		業活動の促	
			
		対しては、対対の対対の対対の対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対	
		とめの景寛	
		ムの確立の	
		食料システ	
		和のとわた	
		コワニルに	
	(新殳)	8 環竟に周	
	2~7 (略)	2~7 (略)	
	第十九条	第十九条 (略)	
	額等)	額等)	
		(登録料の	
	4 (略)	4 (略)	
		番	
		で 言 し	
		在忍書の	
		十一条の	
		号)第二	
		第四十二	
		水産省令	

改める。	い 記 書 一 規 書 の 番 も る る る な は な ら な け な り な け れ り る り る り る り る り る り る り る り る り る り